

授業料と「高等学校等就学支援金制度」に関するお知らせ

札幌市立高等学校の授業料は、定時制月額 2,700 円ですが、令和 8 年 4 月より、国における高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給において、法律の一部改正による変更があり、**全世帯を対象として所得制限が撤廃**（いわゆる「高校無償化」）されました。

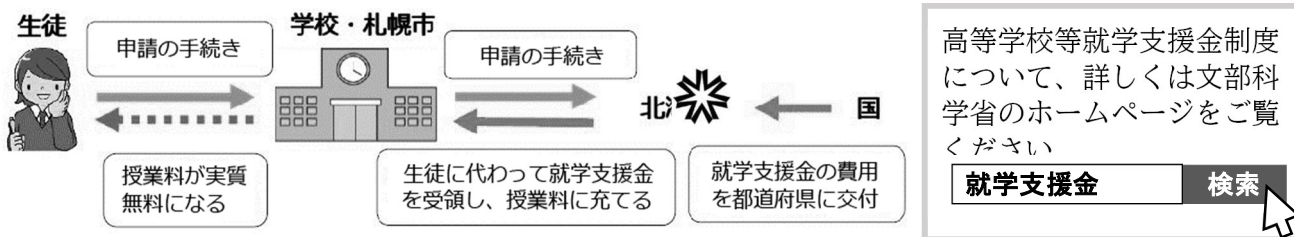
就学支援金の支給を受ける場合には**受給資格認定申請が必要**となりますので、**必ず手続きをお願いします（全世帯が支援金の支給対象となります）。**

つきましては以下の説明をよくご覧になり、期限内に手続きを行ってください。

1 高等学校等就学支援金とは

札幌市立を含む公立の高校・中等教育学校の場合、授業料と同額が国から給付され、授業料が実質無料となる制度です。

就学支援金が認定された生徒の授業料は、国が負担し、北海道を通して札幌市に支払われます。このため、生徒は授業料を納める必要がなくなり、授業料が実質無料となります。



2 受給資格

日本国内に住所を有する方で次の要件をすべて満たす方が就学支援金を受けることができます。

(1) 次のいずれかに該当する方

①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、日本人の配偶者等、④永住者の配偶者等、⑤定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑥家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

(2) 高等学校等を卒業または修了していない

(3) 高等学校等に在学した期間が通算で 36 か月（※）を超えていない

※ 定時制・通信制の高校に在学した期間は、1 か月を 3/4 か月に換算します。（例：定時制高校に 20 か月在学した場合、在学期間は $20 \times 3/4 = 15$ か月として計算）

3 認定期間

4 月に受給資格申請を行い、認定となった場合は、在学している限り、3 月まで資格が有効となります。

4 申請・届出の手続方法

申請・届出の手続きは、国の就学支援金オンラインシステム『e-Shien』で行います。**全員手続きが必要**ですので、お忘れにならないようご注意ください。

オンラインシステム『e-Shien』での申請・届出（全員）

お手持ちのパソコンやスマートフォン等で、添付の「申請者向け利用マニュアル」に記載の URL を入力又は二次元コードを読み取り、『e-Shien』にアクセスしてください。入力の方法や注意事項等は、「申請者向け利用マニュアル」を参照してください。